

# 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称	第201回豊島区都市計画審議会	
事務局（担当課）	都市整備部都市計画課	
開催日時	令和5年3月24日 金曜日 午後3時00分～午後4時36分	
開催場所	豊島区役所9階 第一委員会室	
議 題	<b>報告1</b> 東池袋地区地域冷暖房施設の都市計画変更について <b>報告2</b> 池袋駅東口地区地区計画の変更について <b>報告3</b> 豊島区都市づくりビジョンの改定について	
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開   傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委 員	中林一樹 中川義英 長倉真寿美 定行まり子 小山清弘 青木正典 内田元高 外山克己 高橋佳代子 辻薫 里中郁男 細川正博 磯一昭 藤澤愛子 渡辺くみ子
	そ の 他	都市整備部長 建築担当部長 土木担当部長 都市計画課長 交通・基盤担当課長 再開発担当課長
	事務局	都市計画課都市計画担当係長 同主査 同主任

(開会 午後3時00分)

都市計画課長 皆様、本日は年度末の忙しい折、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより第201回豊島区都市計画審議会を開催いたします。

本日の審議会におきましては、会場が今までよりも狭いこと、また質疑等で発言が伴いますので、可能な範囲でマスクを着用の上、開催させていただければと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

これからの進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 それでは、ただいまより第201回豊島区都市計画審議会を開会いたします。

議事日程に従って進行してまいります。まず、本日の委員の出席状況について事務局より報告をお願いします。

都市計画課長 委員の出欠についてご回答いたします。委員の出欠でございますが、本日、中井委員、池邊委員、高野委員、前田委員、上門委員、伊藤委員より欠席のご連絡をいただいております。

なお、本日の審議会でございますが、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、豊島区都市計画審議会条例第7条第1項に規定します定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

会長 それでは、続きまして、本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

都市計画課長 本日の議事でございますが、「東池袋地区地域冷暖房施設の都市計画変更について」、「池袋駅東口地区地区計画の変更について」、「豊島区都市づくりビジョンの改定について」の報告案件が3件でございます。

会長 ありがとうございます。本日は3件ですが、全て報告事項ということでございますので、忌憚のないご意見を賜ればと思います。

それでは、本日ですが、傍聴希望者はおりますでしょうか。

都市計画課長 審議会の公開についてでございますけれども、豊島区都市計画審議会運営規則第6条に基づきまして、原則公開となっておりますが、本日につきましては、傍聴希望の方はおりません。

報告は以上です。

会長 ありがとうございます。先ほど、報告案件3件ということでご報告でしたが、本日の資料について確認をお願いいたします。

都市計画課長 本日の資料でございますが、事前に委員の皆様へ送付させていただいておりますけれども、机上に配付させていただきました、資料一覧の差し替えをお願いいたします。

また、令和4年12月に開催いたしました第200回の議事録完成版を机上に配付させていただいております。

もし不足等がございましたら、挙手にてお知らせいただければ事務局担当が参りますので、よろしいでしょうか。

(はい)

会長 それでは、早速ですけれども、報告1「東池袋地区地域冷暖房施設の都市計画変更について」に入りたいと思います。資料の説明をお願いいたします。

都市計画課職員 都市計画課の鈴木と申します。よろしくをお願いいたします。

報告1の「東池袋地区地域冷暖房施設の都市計画変更について」をご説明させていただきます。

まず、報告1の資料第1号をご覧ください。

こちら、東池袋地区地域冷暖房施設の都市計画変更についてというものでございます。まず1. 変更の経緯・概要でございます。東池袋地区地域冷暖房施設の区域では、サンシャインにございます熱供給プラントから、周辺15棟のビルへ熱供給を行っておりまして、今後、これに加えて東京国際大学のキャンパス、それから、南池袋二丁目C地区の市街地再開発事業による新築建物への供給が今後計画されておるところでございます。今回、それに加えまして、東池袋一丁目地区第一種市街地再開発事業に伴う新築建物への熱供給に伴いまして、導管・熱発生所施設を新設するという内容でございます。

新たに供給先となる東池袋一丁目地区の新築建物でございますけれども、既存の熱発生所施設の北西側に位置しております。既存の導管から北西方向に導管を新たに構築するとともに、計画建物における熱需要が大きいことから、既存の熱発生所施設のみでは熱需要を賄えないため、計画建物内に新たな熱発生所施設を設置するというものでございます。これに伴いまして、熱発生所施設が2か所になりますので、既存のものについては名称

変更を行うというところでございます。

具体的な場所を、2の施設計画図でお示ししております。既存の熱発生所が第1プラントというところで、サンシャインシティの中にごございます。そこから、緑色の線が、既存の導管になってございまして、この導管を通過して大規模建築物に熱が供給されているという現状でございます。

今回の変更につきましては、北西側の東池袋一丁目地区に新たにつながる導管を新設するというところで、それが赤い線で表現されているところでございます。

導管の名称としましては、東池袋1-1号線となっております、約130mとなっております。

再開発の建物での熱需要が多く、熱供給量が足りないために、今回再開発事業の中で、新たに第2プラントとして熱発生所施設を設けるというところで、赤い四角を囲っているところでございます。

3番の、今後のスケジュール等というところですが、本日の都市計画審議会にて報告をさせていただいた後に、年度が替わりまして、5月に都市計画案の公告・縦覧、意見募集をさせていただき、その後、6月に予定しておりますけれども、次回の審議会にて付議をさせていただいた後に、都市計画決定・告示、そして、10月に地域冷暖房施設の工事着工を予定してございます。

今回の報告としましては、5月の都市計画案の公告・縦覧、意見募集の手続に入る前の報告とご認識いただければと思います。

本日の資料としまして、参考資料第1号で、都市計画図書をつけてございます。今ご説明させていただいた内容の図書の案でございまして、内容としては重複いたしますので、後ほどご確認いただければと思います。

説明は以上でございます。

会長 説明は以上ということですが、ご質問等がございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

委員 要するに、こういう熱発生所施設との関係でいって、赤いところを今回造ると。それで、これによって、C地区のお話もあったんですけれども、この資料について、区役所とC地区との関係が薄い黄緑色になっていて、それでないところが濃い緑になっているとか、何かここら辺の見方はある

んでしょうか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 黄緑と緑の違いに関係はなく、赤が今回の対象となる施設ということ  
でございます。

会長 黄緑部分はもう既に、変更、拡張しているということですね。手続的  
には。

都市計画課長 そうです。

会長 ただ、まだ全部はできていなくて、東京国際大学のキャンパスもつなげ  
ることにはなっているが、多分、正式にはまだ稼働していないし、区役所  
の前の再開発ビルもまだ工事中で、つなぐということは決まっていますけ  
れども、稼働はしていない。だから本当は、凡例がないけど、同じ緑にし  
ておいてもいいのかもしれないですけどね。ということです。

委員 分かりました。では、基本的には、管があればそこに熱量等をきちんと  
増やせる、そういう設置ができるということで、それから今、会長さんが  
教えていただいたように、黄緑と緑というのは、基本的にそんな差がある  
ものではないという認識でよろしいわけですね。

都市計画課長 はい。

委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。  
ほかにはいかがでしょうか。

委員 いいですか。

会長 はい、どうぞ。

委員 見方の問題で、図書の一番最後に、計画区域ということで赤い範囲が示  
されていますが、この計画区域と地域冷暖房区域で、若干、場所的にずれ  
があると思うのですが、その部分を少し説明していただければ。それから  
資料第1号で、今回の東池袋一丁目が黒くなって、追加区域となっています。  
これは、先ほどの総括図の計画区域とどういう関係になるのか。要は、  
区域に関して相互の関係について少し教えてください。

会長 はい、どうぞ。

都市整備部長 最初のページの施設計画図の、薄い黒で囲われているエリアは、こ  
こで再開発などをやると、東京都環境局に、地冷の利用などを検討し、そう  
いう届出を出すエリアになってございます。

それと、もう一つの、この赤いほうのエリアにつきましては、これは都市計画決定されている、またはこれからされるエリアの参考でございます、一応このエリアの中には導管が入っていて、今回こちらの、東池袋一丁目の再開発事業のエリアまで、今回エリアを拡大したという形を示した都市計画図になってございます。

会長 説明資料にあるこの黒い線の枠組みではなく、次回の都市計画審議会で諮問というか採決すると思いますけど、その場所というのは、この都市計画図書という、今日のこの机上配付資料の範囲についてということでしょうか。

説明資料として使われている、この薄い網のかかった広い範囲は、そうすると何ですか。

今回、今後この範囲内で、また拡張があり得るということですか。

都市整備部長 こちらの範囲、この施設計画図の薄くなっている範囲は、都の環境局で、地冷が使える範囲ということで定めているエリアになっています。

先ほど申し上げたように、この庁舎もそうでしたが、地冷を導入すると、環境局のほうに届出を出します。

会長 そうすると、またつないでいく。

都市整備部長 そうですね、つなぎたいということになると、こちらの届出をしたうえで、都市計画で決めてつなげる形になります。

会長 今回の、この一番北西部の部分は、従来はエリア外だったけども、間が空いているということで、つなげると。これによって、プラントが2プラントになるので、エネルギーの融通も利くということですね。何かあったときとかに。

都市整備部長 会長のおっしゃるとおりでございます。

会長 よろしいでしょうか。だから、今回の変更として出てくるのは、赤い線のところが導管の新設。それから、第2プラントということで、新しい熱発生施設の新設、それに伴って、サンシャインのところにあったのが、第1プラントという、第1がつくということで、名称の変更ということ。

都市整備部長 参考資料の最後のページのとおり、あくまでも区域のほうは、参考です。都市計画で決定するものではなくて、あくまでも、この点線の部分が参考の区域になっています。

会長 そうすると、都市計画的には、区域は決めるわけではないということでは

すか。

都市整備部長 今回の都市計画の中では、あくまでも、赤い線で書き込みした導管と、第2プラント、あと第1プラントの名称変更を決定するというものです。

会長 なるほど。区域は決めない都市計画施設ですね。分かりました。よろしいでしょうか。

(は い)

会長 よろしければ、報告ということですので以上にさせていただきますが、よろしいですね。ありがとうございました。

それでは、続いて、報告の2に移りたいと思います。「池袋駅東口地区地区計画の変更について」です。資料の説明をお願いいたします。

都市計画課職員 都市計画課の須賀と申します。

報告2の「池袋駅東口地区地区計画の変更について」、ご説明させていただきます。

今回、この池袋駅東口A・C・D地区につきましては、前回12月の都市計画審議会におきまして、この地区計画で定める内容について、地域の資源となるアート・カルチャー・スポットについて詳しくご説明をさせていただいたところでございます。その議論の中で、アート・カルチャー・スポットの位置づけや役割について、多くご議論をいただいたところです。

また、この地区計画の制度自体が、若干、分かりづらい部分がございます。今後予定するアンケートにおいても、さらに地域の皆様にご理解をいただくべく、検討が必要だということで、事務局としても認識をさせていただいたところでございます。

つきましては、今回は、この地区計画で誘導すべきアート・カルチャー・スポットの機能や役割について、区民に分かりやすくご説明することで、今後実施するアンケートにおいて、地域の特性を的確に捉えて、より地域の特性をこの制度に反映すべく、報告資料を作成させていただきました。

資料第1号をお取り出してください。池袋駅東口A・C・D地区地区計画の変更による段階的なまちづくりと題したものでございます。まちづくりを3つの段階に分けてご説明した資料でございます。Phase1では今現在、池袋駅の周辺に、四つの公園としてアート・カルチャー・ハブが整備されております。これによって、これまで東西に集中していた人やにぎわいの流れが、ハブを介して徐々に南北に広がりつつあるといった状況

を現状として示しております。この段階で、街並み誘導型地区計画、さらに、街並み再生方針と高度利用型地区計画の策定検討を行っているというものでございます。

Phase 2に参ります。2030年頃と示しておりますが、この頃になりますと、図面の赤い矢印で示しております、ちょうど庁舎の東側に位置する環状5の1号線が完成してまいります。その結果、今現在、駅とまちを分断する形で通っております明治通りの交通量が、この環状5の1号線に振り替わります。これによりまして、区の上位計画では、池袋駅東口において、駅前をクルドサック化して、歩行者のための空間を創出する。さらには、グリーン大通りの一部歩行者専用道路化により、駅からまちへ人を回遊させることを計画しています。この段階には、周辺の東池袋一丁目地区再開発事業等のまちづくりが進展して、さらに、駅から人の流れがまちに増えることを想定しております。このPhase 2は地区計画を策定して六、七年後にこの制度を使って、建て替えや共同化、街区再編が促進すると考えております。それによって、青い枠で囲った中に丸で示すアート・カルチャー・スポットが徐々に点在し始め、人の流れ、回遊性の拡大に貢献していくというものでございます。

さらに、Phase 3、こちらは将来としておりますけれども、池袋駅の東口、西口の街区再編、駅関連施設の更新が行われます。それに合わせて、デッキ整備、地下通路の拡幅等によって、東西の接続が強化されます。これにより、先ほどのクルドサックや歩行者専用道路の効果も相まって、さらに人の流れ、にぎわいが、東西を結ぶ形で広がっていくというものを図で表しております。そのにぎわい、人の流れの回遊に貢献していくのが、このアート・カルチャー・スポットでございます。これによって、池袋駅の東西都市軸をつなぎ、ウォーカブルなまちづくりを実現するといったものでございます。

続きまして、参考資料第1号をお取り出してください。この将来のまちづくりが実現した段階で、駅とまちのつながりを池袋駅周辺地域基盤整備方針で定めております。まず池袋駅が、駅からまちへ人の流れを生み、にぎわいの起点となるコアとして位置づけられております。その周辺にアート・カルチャー・ハブがあり、それを目指して、目的地として、人が回遊していくものです。



左下の図で、駅コアの動線イメージでございますけれども、地上では、線路で駅の東西が分断されている状況でございます。地下通路でのみ行き来が可能となっております。駅関連施設の更新と連携した東西デッキの整備と、地下通路も機能向上を図ることで、東西の都市軸を結び、駅とまちが一体となってにぎわいを創出する計画でございます。

右上の表で駅から人が回遊した目的地の一つであるアート・カルチャー・ハブの説明でございます。駅周辺地域におけるアート・カルチャーの拠点、回遊の目的地となる施設として、今現在、四つの公園を定めているものでございます。

これに加えて、この機能を補完する役割を持つのが、アート・カルチャー・スポットであると位置づけております。アート・カルチャー・スポットは、ハブを補完する空間であり、それをネットワーク化することで、回遊性の向上、都市機能の向上を期待するものでございます。誘導すべき場所としては、駅周辺及び主要な歩行者ネットワーク沿いや交差点を位置づけております。

これらの駅、アート・カルチャー・ハブ、アート・カルチャー・スポットが連携することで、右下のイメージ図で、駅コアから駅まち結節空間を経て周辺のアート・カルチャー・ハブに向けて人が回遊していく。それを補完する形でアート・カルチャー・スポットが点在することで、まち全体がにぎわう、まちの回遊性を生み出すことを目標として定めております。

続きまして、参考資料第2号をご覧ください。今回のA・C・D地区にフォーカスしてご説明をさせていただきます。池袋駅東口A・C・D地区の制度活用イメージとしております。今回検討している地区計画を活用して、まちの変化を模式図的に表したものです。

駅コアからハブに向かって人が流れる途中にアート・カルチャー・スポットが点在して、この動線をつないでいく、強化していくという役割を、アート・カルチャー・スポットが担うというものでございます。

アート・カルチャー・スポットの機能として五つの機能を掲げており、ベース機能といたしまして、主に滞留機能、誘導機能を求めていくべきものと考えております。スポットは、誰もが自由に利用できる公開性を持つこと、それから、ユニバーサルデザインに配慮した空間とすることで、パース図のような広場を設けたり、建物内部ににぎわい施設を設けることで

回遊性を高めていく装置をアート・カルチャー・スポットの位置付け、役割と考えております。

黄色く囲った部分は、都市開発の諸制度や都市再生特区などを活用して、大きく共同化や街区再編を検討する、または終わっている敷地を示しております。地区計画の活用を想定するのが、オレンジと青の部分でございます。

オレンジの部分につきましては、高度利用型地区計画を想定しており、主に、アート・カルチャー・スポットを誘導すべき地点の周辺に、制度活用を誘導していきたいと考えております。誘導すべき地点は、ピンク色の点線で表記された主要な歩行者ネットワークと、それらが交差する点に面する敷地については積極的に高度利用型を利用させていただき、低層部も含めて、アート・カルチャー・スポットに資する用途を誘導していくべきと考えております。

また、青色の部分では街並み誘導型地区計画の活用を想定しております。街区再編等は伴わずとも、街並み誘導型地区計画の斜線制限の緩和等により、旧耐震の建物の建て替えを積極的に誘導したいと考えております。

さらに、環状5の1号線沿いに、幾つか紫色のP印がありますけれども、FRINGE駐車場をイメージしております。比較的大規模な高度利用型地区計画を活用して、幹線道路沿いにFRINGE駐車場を整備していただくことにより、地区内への車両交通抑制を想定しております。

さらに、赤丸のF印は、共同荷さばきスペースです。都市の活動において欠かすことのできない物流機能を一定数受け入れる必要があるということで、主要な歩行者ネットワーク以外の地区内におけるサービスの道路へ車両交通機能等も整備し、歩行者ネットワークとそれ以外の道路を区分することで、安全に快適な歩行者空間を実現致します。

参考資料第3号にお進みください。この将来イメージを、断面から見た絵図となっております。将来建て替えイメージとして、グリーン大通り等を含む広幅員道路沿道については、低層部にオープンカフェ等の魅力ある商業による賑わい機能が整備され、加えて、文化・芸術・交流等の機能、防災機能等も充実します。

また、主要な歩行者ネットワーク沿道は、公園等のアトカルハブと連携したにぎわいスポットを誘導します。その他道路沿道では、共同荷さばき

等の機能も誘導したいと考えております。

この池袋駅周辺において、我々が想定するアート・カルチャーに結びつく機能、用途に加えて、どのような機能がふさわしいかを、今後実施するアンケートで地域の皆様からご意見をいただきながら、この制度に反映したいと考えております。

資料のご説明は以上です。

会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見を含めて承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

委員 この歩行者を優先するにぎわいづくりというのは非常によいと思います。ただ、この車両ですけれども、六ツ又ロータリーのところから明治通りを迂回させるということで、ここが非常に狭いんですね。左折で入ってきて、ここはちょうどボトルネックのように渋滞が起きる可能性が懸念されますが、その辺の対処方法はどうなっていますか。

会長 どの図面を見ればいいでしょうか。

委員 資料第1号の一番右、Phase 3というところですか。ちょうど六ツ又から、明治通りや新しい道路が区庁舎の前を通過して。

会長 東池袋一丁目地区の入り口のところということですか。

委員 そうですね。そこから雑司が谷のほうへ向かって行く道ですけれども、このところが六つの道路が、ロータリーで今までなっていたところですけど、その辺はどういう対処法でしょうか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 道路の計画につきましては、今後、環5の1のほうに交通を回すことになれば、交通量調査も実施しながら、車が滞留しないような方策を検討します。今現在、環5の1の西巢鴨区間も事業説明会が行われて、都市計画道路が拡幅する方向に動いておりますので、そういった動きとも連携しながら、クルドサック化しても滞留長が伸びない方策を共に考えていきたいと考えております。

会長 かなり車の動き方が変わってしまうので、なかなか難しいところではあるんですが、ここは上に高架が乗っているんですよね。だから、あまり自由にもできないと思うので、高架の橋脚その他は動かさませんし、だから、

確かにいろいろシミュレーションしていただくとしても、実際には開通した後にリニューアルのような、停車帯の設置とか、いろんなことが出てきそうな場所ではありますよね。よろしくをお願いします。

ほかにはいかがでしょうか。

委員 会長。

会長 はい、どうぞ。

委員 アトカルハブの考え方ですけど、それこそSDGsのモデル事業としても、この四つの公園というのをずっと言っていますが、図面を見ると、皆さんお分かりのように、東池袋中央公園も非常にいい場所にあります。この公園が、周りの新しくなる公園に比べて非常に老朽化しているというのもあって、議会でも改修を提案させていただいていますが、サンシャインと接続しており、これがまた新しく生まれ変われば、新たなアトカルハブに十分なり得ると私は思っています。国有地であったり、いろいろな関係もありますから、そこら辺、今後、区はどのように考えていくのか、この将来像の中においても丸がついていないです。ここら辺はいかがですかということちょっと伺いたいなと思っています。

会長 はい、どうぞお願いします。

交通・基盤担当課長 2018年に池袋駅周辺地域基盤整備方針に基づいて、このアトカルハブとスポットを定めさせていただきました。その際、四つの公園については、ある程度の改修計画とか見込みがあったものですから、そこをまず中心に、四つの公園中心のまちづくりとして進めさせていただきましたが、その当時から、東池袋中央公園は6,000平米あって、サンシャインさんも隣接していて、これからしっかりとにぎわい連携もしていくんだということでしたので、実際に、その基盤整備方針自体も、新たなアート・カルチャー・ハブの整備を今後図っていくエリアというふうには位置づけております。今は親水装置も停止して半分ぐらいが未利用な状態にもなっているので、十分課題は承知しています。課題がしっかりと解決できるようになりましたら、サンシャインさんとの連携も含めて、しっかりとアトカルハブという形で定めていきたいと考えております。

委員 会長、すみません。

会長 はい、どうぞ。

委員 確かに、おっしゃるように、地下がサンシャインの駐車場ですから、サ

ンシャインとどうしても一体的に改修しなければならないという課題もありますけれども、非常にいい場所にあるので、ここがきっと、とても、改修されれば、新たに生まれ変われば、十分、私はアートカルハブになるというふうに思っておりますので、ぜひ積極的によろしくお願いいたします。

会長 はい、どうぞ。

委員 今のご質問と重なりますが、資料第1号のPhase 2の緑の枠では、東池袋中央公園は公民連携によるまちづくりでとして括弧で予定となっておりますよね。そうすると、Phase 3ですが、この図面では緑で丸を入れてもいいんじゃないかと。こういう文章表現がPhase 2の緑のところにあるのであれば、Phase 3の中央公園は、普通の緑じゃなく、緑の丸ぐらいの表現が入っているといいのかなと。

それから、もう一つは、いろいろと調整が必要だけでも、参考資料第1号のアート・カルチャー・ハブは、東池袋中央公園が入っていないですよ。育成主体のところに入れるのかどうか分からないですが、東池袋中央公園などは、民間開発事業者と連携して整備を図っていくみたいな、何かそこら辺は表現として考えて頂きたい。参考資料第1号の左上図面の東池袋公園も、ほかのハブが全部緑色なので、緑だと同じ位置づけになってしまうため、ご検討いただきたいです。

会長 一番最後の図は、色合いから見ると全然関係なさそうだけど、凡例を見ると、実は中央公園のところ、新たなアート・カルチャー・ハブの整備を図るエリアという位置づけにはなっている。だから、これをもうちょっと見える化するという意味では、カラーリングが、何か全く別のことをやる拠点に見えるところがまずいのだろうという気はします。

委員 なるほど。そこが分かりました。

会長 それと、参考資料第1号の右上の表の場所という表記、この「公園を核とした周辺民間施設。」で切ると、括弧の中が浮いてしまう。だから、四つの公園の他には、その他必要に応じた新たな整備をして、公園を核とした民間施設と一緒にアート・カルチャー・ハブを盛り上げていきますと。そういう形にさせていただくと、中央公園も頑張ればハブになるというか、頑張らましようということになると思います。括弧で補足しているけど、どう見ても四つの公園に主導権が行っている感じがあるので、将来的には五つになるかもしれないということだと思えます。

今の点、すごく大事な、大きなポイントで、3枚目の参考資料2の大きい図を見ていただくと、駅側ですよ。高速道路の載っている、首都高5号線の左側、つまり、車でいうと、南から北へ向かう車が、このFRINGE駐車場にずっと左折で入れますけども、北から来た車は入れないですね。だけどそれは、実はサンシャインの地下駐車場が北からの車が左折で入れて、地上に新しい公園があるという話になるわけですよ。ということは、そこがまず一つの大きな人の流れの拠点になりますから、環5の1を渡らせる動線検討の前に、あるいは道路と別に、こちら側にも一つの大きなアート・カルチャー・ハブがあっても十分意味はあると思いますので、そこでみんなが車を地下駐車場へ入れてくれれば、先ほどの六差路に車が集中せず、人が町なかを歩いてくれる、そういう状況になっていくことがあり得ると思う。だから非常に、この図をもう少し俯瞰して見ると、5番目の中央公園の活用というのは、将来においては大事なポイントになると私も思いました。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。事務局。

交通・基盤担当課長 この参考資料1号につきましても、5年前の基盤整備方針の抜粋でございまして、当時は四つの公園を造っていくことを示しておりましたが、これからは東池袋中央公園もそうですし、駅の東西にもそれぞれ大きな広場を造るということですので、そのハブの考え方も少し変えていかなければいけないとっておりますので、また適宜、計画を造り変える際には、しっかりと示して民間開発を促していきたいと考えております。ありがとうございます。

会長 ぜひとも。

はい、どうぞ。

委員 この資料は計画決定じゃなくて、区民の方にアンケートを採るためですから、区民の方がこれを見て疑問が起きないようにしたほうがいい。それで、東池袋中央公園と書いてあるのだけど、どこにも図面では表示されていない。これって何と言われないうようにしたほうがいいでしょうというのが私の言った最大のところです。よろしくお願いします。

会長 全くそうかもしれませぬ。

会長 はい、どうぞ。

委員　　ここら辺の、この池袋東口A・C・D地区計画との絡みで、この間、区の副都心委員会でも、ウォーカブルなまちづくりという、池袋の駅前の明治通りそのものを人の歩く道路に切り替えていくという方向性が提案され、それと、今回のこの地区計画の変更等々、絡みを含めて、関わっているということを改めて今思っています。そういう流れの中で何点か伺いたいんですが、環状5の1号線の開通による駅前通過交通の減少という表現があるんですけども、減少というのは、どの程度減少していくのか。それから、その部分が環5の1のところはどういう形で入ってくるのかを伺いたいんですが。

会長　　はい、どうぞ。

都市計画課長　　ここで書いてある交通量の減少というのは、駅前を通る必要がない車は環5の1を通過して抜けていくようになるということですので、駅前の通過交通というのは、環5の1が整備されることによって、量が減っていくであろうということ表現したものでございます。

会長　　はい、どうぞ。

委員　　私は副都心のときもずっと言い続けているんですけども、やっぱり住んでいる住民の人たちにとって、いろんな計画がベターというかベストにならなければ駄目だろうというふうに思うんです。そういった点で、環5の1号線との絡みでいくと、2003年に都市計画決定をされて、都電の周辺を道路にするというような流れが決定をされています。私も30年以上、この道路問題では、雑司が谷の三丁目で仕事をするようになってから関わってきたんですけども、いかに通過交通を地下に入れるかとか、そういうような話の流れの中で、地下化して通過交通に関しては、そのまま千登世橋中学の前で出て、明治通りの流れに乗っていく。いかに通過交通というか、車の量を少なくするか、安全をいかに守るかというようなことがさんざん論議をされた上で、ああいう計画になってきたんですよ。

そういう状況の中で、今、本当に都電を中心にして、それぞれ道路整備がされているわけですけども、雑司が谷の一丁目、二丁目、それから流れば高田のほうに行くわけで、そこら辺というのは本当に、低層の住宅地域が並んでいる、豊島区の、一つの特徴のある地域だろうと思うのです。それが、明治通りを歩行者最優先にするために、車に関しては環5の1に回すような発想が、2003年の都市計画決定のときにまだなかったはず

ですよね。車は通すというのはあったにしてもね。

それが、池袋の西口、東口にこういう新たな動きをつくるというような状況の中で、環5の1の道路が、交通量を受けるみたいな流れというのは、地域に住んでいる側、地域に関わっている側からすれば、大変驚きというのか、区全体をどういうふうに見て、こういうような提案をされているのかというのが、一貫して疑問として残っているんです。だから、ちょっとそこから辺に対しての基本的な考え方をご説明いただきたいと思います。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 目白から西巣鴨のほうに行きたいという通過交通が、今であると明治通りを使って駅前を通過する現状ですけれども、今度は、東京都が施行している環状5の1号線、また補助81号線もできますので、より駅を避ける形で幹線道路が整備されていくと考えております。ですので、いま駅前を通る車が全部、環5の1側に集まるのではなくて、絶対量として、目白から西巣鴨に行く通過交通を処理するもので、駅に向かう交通は一定の量があると思います。

ただ、今考えておりますのは、この環5の1や、補助81が整備されることによって、この駅前を通過する明治通りをクルドサック化しようという考えで進めているものでございますので、何か、この駅前の交通量を全て、今、先生がおっしゃった区間に持ってこようというような計画ではないということだけご説明させていただきたいと思います。

会長 はい。

委員 道路の関係でいえば、車はいろいろなところを走るというのはよく分かるんですけれども、少なくとも取組内容のところには、環5の1の開通による駅前通過交通の減少というのが目的としてあるわけですよ。客観的な評価はこういうふうにされているだろうと思うんです。やっぱり、こういう文章というか、こういう表現が、地域の方にどういうふうを受け止められるかというのも私は一つの大事な部分だろうというふうに思っています。こういう東口A・C・D地区の制度活用イメージも含めて、全体的にどうなんだろうかというのは、今日のご説明を受けて、じっくりと勉強したいというふうには思っていますけれども、やっぱりちょっと、直接関わっている、しかも、都電の沿線の環5の1との関係でいうと、本当に何十年という経過の中で、徐々に完成に今進む方向が出ているというような状況の



中で、本当に住み続けられる、住みやすい、ああいう地域をきちんと確保できるのかどうかというのは、私は行政の一つの責任の部分があるんじゃないかというふうにも思っていますので、一応そういう発言をさせていただきました。

終わります。

会長 はい、どうぞ。

委員 交通検討でいろいろと議論されていると思うんですが、大前提として、この東口は、歩行者を中心としたまちづくりをやるんです。というのがあれば、それがここに書かれていなくて、車両関係しか見えないから、いろんな話がある。それで、歩行者中心だから、この東口に、極端な言い方をちょっとしますが、乗用車では来ないでくださいと。車で来るのであれば、環5の1にFRINGEパーキングを造るから、そこを利用してください。もしくはサンシャインのほうを利用してください。

それから、もう一つは荷さばきの問題があるから、荷さばきは、このオレンジ色、「駅前クルドサック化後の車両交通流動」とPhase 2に書いてありますよね。荷さばきの車は主にここを通ってくださいと。それで、そのために、共同荷さばき場が、このオレンジの周りに造られているわけですね、絵からすると。

会長 3枚目の絵ですね。

委員 3枚目の絵でいうと、Fという共同荷さばきは、このオレンジ色のところの近くに置かれているわけですね。したがって、貨物車に関して、この中のデリバリーは、このオレンジ色でやりますと。できれば乗用車は入らないでくださいと。これは極論を言っていますが。それで、乗用車でどうしても来たい方は、FRINGEパーキングをしてくださいと。この中はみんな楽しく歩きましょうと。そういうのがあって、この話に入っていると思うけど、そこら辺の方針がどこにも、ぱっと見ると無い。これはアトカルの話が中心だけど、その方針がある程度はっきりしていれば、先ほどの、ここの交通量の問題とかは解決できると思うんですね。

池袋の東口のいいところは、環5の1と明治通り以外に、ここにもう一本あるところですね。例えば、新宿でいうと、環5の1と明治通りが、伊勢丹の前の通りがありますけれども、明治通りは止めたいんですよ。止めたいけれども、ほかの道がないからやめざるを得ないけど、池袋の最大の

特徴というのは、もう一本道がありますから、考えようによってはいろいろとできる。そこまで提示できれば、こんなイメージになるのかと。そんなに車も来なくていいかなというイメージがちょっとは持てるかなと。

これは、交通の問題とか、駐車場施策を考えているところとの調整の問題ですから、都計審からちょっと離れるというか、その成果を受け継いで都計審として判断をすることだと思ってくれるけれども、そこら辺も何か少し匂わせられると、なるほどと僕なんかは勝手に合点してしまうというところですよ。

会長     ありがとうございます。今の3ページの絵で見ると、今回クルドサック化とって、車中心に説明がありましたけど、これは要するに、通り抜けできなくなって、行き止まりが膨らんでいて、ぐるっと回転して、車がまた同じ方向に出てくると。実はこの一番奥まで入るのは、駅に用事がある人が使う車だけなので、例えば息子さんがお年寄りを連れてきて、今日は上野の公園へ行くから、じゃあ池袋から山の手線で行きなさいよと。それで、ここで降ろして、すぐ改札口がある。それで、送ってきた若い人の車はUターンして戻っていくと。逆に言うと、駅に降りてタクシーに乗りたい。この人の多いところを歩かないで、その外へ行きたい人は、ここですぐにタクシーが捕まえられて行けると。

要するに、本当の駅前広場として、駅を使う人のための広場が2か所できて、これをつなぐと通り抜けの車がどんどん入ってきちゃうわけですよ。南側の、雑司が谷側の人も、北のほうの池袋本町の人たちも、それぞれ北から南から、駅前まで行って車で降ろせるし、遅く帰ってきたらタクシーでおうちまで帰れるとか、そういう本当の駅前機能が今回できてくる。それが多分、この通り抜けを禁止して、小さいけれども広場化してUターンできるようにするという最大の特徴であり、池袋の周辺に住んでいる方にとっては考えようですけど、自分の車があまり無理しないで駅前まで入れるという、今までとは違う交通路線を整備することも考えられていると受け取れる話だと思います。

一応、そういうことだと私も思って、この絵は見ていました。それが、どれぐらい車が発生、予想されるのかは、ちょっと分かりませんが、どーんと駅前に行きたい人にとっては、むしろ行き止まりで駅前まで行ける道路が2本できるということになります。

あと、今回の地区計画の範囲から外れている議論ばかりして恐縮なんですけど、この3ページ目の絵で見ると、左下のグリーン大通りと、それから南側のクルドサックとに挟まれた、三角形のグレーになっているゾーンがありますよね。これは結局、この1枚目のPhase 1、Phase 2、Phase 3で見ても、何かずっと空白ゾーンですけど、ずっと空白ですか。つまり、何もしないですかということと、3ページ目の絵で見ると、現状は車が通る道路があるはずですけど、それが、このブロックだけ全部グリーン大通りで、車は全然グリーン大通り側には入れませんという話になっていて、この三角形の人たちというのはどういうアクティビティで活動、お店の業務をしたり、いろんなことをするだろうというのが、ちょっと何となく見えてこなくてですね。

都市計画課長 特に3ページ目の資料というのは、できるだけ我々がやろうとしているイメージを少しでもお伝えすべく、例えば諸制度を使ったり、建て替えとかをこういうふうに進める方法もあるということをしてできるだけ分かりやすく表示したいと思って作成しています。

ただ、今、委員長からもありましたけども、逆に灰色で一体になっていると、何もしないという、そういう意図で作ったものではないですが、そういう見え方がするというのも、ご指摘を受けて分かったところです。

ここについては、当然、A・C・DではなくBの範囲になりますので、今後また、この駅前のデッキも含めて、拠点施設の整備の概要が決まりましたら、この地区計画で建て替えなんかを促進していくエリアになりますし、また、これは可能性の話ですけれども、地元の方々が話し合われて、まちづくりを考えていくという可能性もある部分なのかなと思っておりますので、そういうようなことも含めて、誤解を与えるおそれがないような資料を住民さんに提供していくというのが先ほど来のご指摘かと思っておりますので、十分注意して資料を作成してまいります。

会長 この図面がどんどん出ていくと、ここに置かれている人たちから見ると、何か、我々はもう枠の外かい、みたいな話なので、やっぱりそこはちゃんとフォローしていかないとまずいように思います。これは非常に、ある意味では大事な場所ですよ。本当の駅近の場所だしということ。

再開発担当課長 この三角のエリアも含めてなんですけれども、サンシャイン通りとある黄色い部分、このB地区になりますけれども、この街区を含めて、以

前アンケートをしたことがあります。まちづくりの意向についてのアンケートです。これは西も東もやったのですけれども、平成29年ぐらいだったかと思えますけれども、アンケートをしたところ、まちづくりの意向が高いエリアが、やはり西口であったり、今ヤマダ電機とかがある、黄色になっている街区だった。ですので、この黄色だったところについては今、区主導でまちづくり協議会を運営しているところでございます。

今話題になっている、南側の三角のグレーの部分については、その当時のアンケートでは、まちづくりの意向がまだそれほど高くなかったエリアでございます。ただ、今後、この地区計画のA・C・Dとはまた違う動きとしてまちづくりの動きがないかどうか、またアンケートなり何なりしていきたいなどは考えているエリアでございます。

会長 アンケートと同時に、やっぱりプロモーションしていかないといけないのでしょうか。アンケートで何も答えないというのは、分からないから答えないのか、本当に俺たちは別の世界を生きているという確固たる信念をもってアンケートを拒否しているのか、それも分からないということなので、やっぱり何とか将来生き延びていくというか、池袋としては、駅を降りたら何か南側にだけ古いまちが残っていましたがというのか、やはり、全体新しい池袋がどんどん展開しているねという形にするのかというのは、これは大きな違いになると思えますので、新宿でいうと西口の線路際のところは終戦後からずっとあって、ようやく大きく変わるのですが、やっぱり、しかるべきときにしかるべき整備をして、地元の地権者の皆さんもやってよかったねと思われるような方向に、ぜひ、誘導していけるといいなと思いました。

ほかにはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

委員 資料の1ページのところのPhase 3、将来図が書いていて、先ほど東池袋中央公園が5番目の公園に整備したらどうかというご意見もありましたけど、地域住民という立場で考えると、西側には西池袋公園というのがあります。これはかなり大きな公園で、地下が今、駐輪場になっていて、なかなか利用度は上がっていないというふうにもちらっと聞いていますけども、そこの整備の計画を、ぜひ、この将来図のところに載せていただきたい。東池袋中央公園のスペースより全然大きい場所です。ここの整

備はぜひしてほしいということで、この絵の中に載せていただきたいという要望です。

会長      どうですか。はい。

都市計画課長   今、委員がおっしゃられた、西池袋公園は敷地面積も大きいし、また、地下駐輪場もありますので、フル活用されているかどうかは別としても、今後、活用の見込みのある公園であることは十分理解しています。また、今、立教通り無電柱化を行っておりますけれども、その地上機器なんかも公園のところに並べさせていただいて、そういった意味では、西側の西口公園と並ぶ拠点となる公園施設かなというふうには思っております。

ただ一方で、これだけ大きな公園を整備するということになる、これはまた計画として、この都市計画の中に載せる上においては、その辺りをどこまで行政がするのか、東池袋中央公園も含めて、官民連携でやっていくことも含めて、構想から計画にかけて、やっぱり丁寧に考えていかないといけない。いきなり図面に落とし込むことによって、区民の方々も、もうやるんだとか、先ほど、東池袋中央公園も構想段階だと思うのですけれども、もうハブになるんじゃないかとか、その辺は、こういう絵を描けば描くほど分かりやすい反面、これはもうできるんじゃないかという誤解を与えてしまう面もありますので、我々のほうでも慎重に検討をしてお示したいと考えております。

会長      今、Phase 2で、少なくとも東池袋中央公園は2030年頃までにある程度整備しようというイメージに捉えますよね。そうすると、将来図には少なくとも載せて何ら差し支えないのではないかなという意味合いで、本来なら2030年頃までに西池袋公園も整備してもらったほうが、私は特に西側の住民で、奥行きがなかなか東に比べてないところで、人をある程度呼ぶというような形にするためには、ぜひそういうものがないと、西のほうにはグローバルリングがあるけど、それはもう本当に駅前ですよ。もうちょっと奥行きまで、要町のほうまで、ある程度、人を呼び込むというような形での計画をぜひ早めにつくっていただきたいと思います。

会長      はい、どうぞ。

都市計画課長   委員からの今のご指摘も含めて、東側に重要な拠点となる施設が固まっているのではないかというご要望については、東側の地区計画というよりも、これは区政の大きなまちづくり部門の課題として、公園部署のほ

うにそういった情報があった旨をきちんと伝えるようにいたします。

会長 池袋の場合、西と東というのが、ある意味ではもう一体に考えなきゃいけないんだけど、計画の順序とか計画としては鉄道でどうしても切れちゃうものですから、空間的な西口、東と分けていく。そのときにやっぱり、西がこうあって、東がこうあると。東をこうするから、西もこうあるだろうというような、池袋の駅近、西・東を合わせた地域のやっぱりイメージみたいなものを、説明ではやはりちゃんと提示して、それは同じものを西にも東にも提示をして、東としてはこんなまちづくり、西としてはこんなまちづくり。そういうところはちょっと大変かもしれませんが、丁寧に、西と東は共存なんですということを、やはり伝えていくことが大事なんじゃないかなということだと思いますし、それがあって初めて、グリーン大通りを抜いて西と東を直結しようということにつながっていくことでもあるんだろうと思うし。

あと1点だけ、私のほうから。ほかはよろしいでしょうか。

何かハードなイメージの話ばかりをしてきたのですが、3枚目の参考資料2号というのがいいかなと思うのですが、この凡例というところに、アート・カルチャー・ハブ、アート・カルチャー・スポット、それからフリンジ駐車場、それから共同荷さばき場という、四つあるのですが、これ、アート・カルチャー・ハブは、東口の公園等々を含めて、指定管理者があって、そこにいろんな形での公園の利活用が今委託されて、一生懸命、頑張ってやられてきていると。

今度、それを核にして、周辺のビルの皆さんというか、民間の皆さんと一緒に、アート・カルチャー・ハブにする。そうすると、周りの人と指定管理者の組織が一体となって、公園だけじゃなく、それに面したところも頑張っていきたいと思います。将来、それが四つはできて、五つになるかもしれない。そういう将来に向けてのよりよく使うための管理の在り方みたいなことですよね。そうすると、じゃあ次の、アート・カルチャー・スポットというのは公園じゃないので、指定管理者を置くわけにいかないし、これはどういう形で管理組織というか管理主体が活用していくのか。交差点ですから、4者が少なくとも協働してやらないと駄目なのがスポットかなという気がします。

あと、フリンジ駐車場とか共同荷さばき場は、基本的に、今回設定する

地区計画に基づいて、建て替えをするときにそれを提供してもらおうと。それも、ビルオーナーさんが管理するというよりも、まちで本当は管理しなきゃいけないことなので、フリンジ駐車場も共同荷さばき場も、どういう主体でどんな管理をするのか。そうすると何か、この四つはまさに、東池袋の駅近の、まさにタウンマネジメントする会社がしっかりやってくれないと、個別にやったら多分うまくいかないのではないかということも含めて、ソフトのタウンマネジメントで池袋を盛り上げていく、その辺の議論というのは今、どれぐらいまでできているのでしょうか。

都市計画課長 非常に難しい話もあるかなと思うのですが、一つ、これはほとんど役所主導ですけれども、H a r e z aの中に例えば「パパママ☆すぽっと」だとか、かなり区長も力を入れたトイレの数なんかがあります。これは、H a r e z aを造るときに、ただただ商業だとかホールだとかだけじゃなくて、区民センターの中にそういうような便利施設を入れたというのは、今ここでいうアトカルスポットの好事例かなというふうに思っています、それはじゃあどこが管理しているのかというと、外郭団体に、未来文化財団で管理を行っている。

高度利用型の地区計画を今後進める中で、街区の中で建物管理者がそういうようなスポットを設けて、建物内で管理するというのが一つの方法としてあるかと思えます。それ以外に、例えば公開空地であるとか、また、そのエリアが少しまとまれば、我々も今エリアマネジメントなんかをやっておりますけれども、そういったものを活用しながら、地元の方々が主体となって、地域の価値向上のために、そこにある種の投資をしていかないといけないわけでございまして、この辺はまだ、正直なところ、走り出したところかなというふうには思っておりますが、いずれ、今、委員長からのご指摘のあった、マネジメントも含めたハード整備というのが重要なとは思っていますので、その辺も、この地区計画の設定に合わせて深度化を図ってまいりたいというふうに思っております。

会長 ぜひ、そこがすごく私は大事なかなと思っていますので、悪く言うと、提供してくれたビルの空間ですという、私の場所としてしまってはアート・カルチャー・スポットではないのです。私の前庭ではなくて、これはみんなの前庭です、だから、みんなが使うんですというのが、ここでいう最大のコンセプトだと思うので、図を見るとたくさんスポットを造るんだ

けども、ここ、例えば年に何回か池袋アート・カルチャー・フェスティバルをやるとして、それぞれのスポットとかハブでどういうイベントをやっ  
て、それで全体、人をどう動かして、どうやって盛り上げていくのか。そ  
れはもうやっぱり一人一人の範囲の問題では全くなくて、全体をマネジメ  
ントする体制がないとできない話だと思うので、ぜひそういうところを目  
指して、やっぱりハードの空間がすぐには全部そろわないのと同じように、  
組織も徐々に育てていかないといけないので、ぜひともそこも一緒に。ち  
よっと都市計画審議会から外れるソフトの部分ではあるんですが、それが  
空間を生かすも殺すも決めるかなというところが気になっているので、ぜ  
ひ、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

(は い)

会長 よろしければ、もう一つ、今日は報告事項ありますので、移らせていた  
だきたいと思います。

それでは、次に、報告3の「豊島区都市づくりビジョンの改定について」  
です。じゃあ、この説明をお願いします。都計審の報告3という、資料1  
号と書いてある資料になります。

都市計画課職員 都市計画課の鈴木でございます。

報告3の「豊島区都市づくりビジョンの改定について」ご説明させてい  
ただきます。

資料第1号をご覧ください。1. 改定の経緯でございます。豊島区都市  
づくりビジョンですが、平成27年に策定をしております、策定時に、  
おおむね10年後の令和7年頃に内容の全面見直しをしております。

平成27年の策定以降、この間、東京都では、上位計画である都市計画  
区域マスタープランですとか都市再開発の方針と呼ばれる三方針をはじめ  
としまして、都市づくりに関する各方針ですとか運用基準等が改定をして  
おります。これを踏まえまして、豊島区では令和3年の4月に、この豊島  
区都市づくりビジョンを時点修正といった形で部分改定をしております。

今回の全面改定では、構成ですとか大枠の骨子といったものは既存のま  
ま活用しまして、最新のデータを用いて豊島区の現状と特性を再分析する  
とともに、目標や方針といった内容の文書について全面的に更新すること  
で、各地域で展開しているまちづくりを推進し、目標とする都市像を実現



するために、令和5年度から3か年かけまして、豊島区都市づくりビジョンを改定、全面改定を行うといった内容でございます。

2番、豊島区都市づくりビジョンの改定の検討体制でございます。豊島区都市づくりビジョンの改定では、東京都の各上位計画の見直しとの連携・整合が必要不可欠であることから、東京都の各上位計画の見直し作業について柔軟に対応するとともに、専門的な見地から調査検討を行いまして、都市計画審議会の効率的な運営を図るため、豊島区都市計画審議会の都市づくり専門部会を活用し、検討を進めまして、適宜、都市計画審議会にご報告を行っていきたいというふうに考えてございます。

ここで、参考資料の第1号をご覧ください。都市づくり専門部会についてという表題でございます。(1)の設置目的につきましては、資料の経緯ですとかと重複いたしますので割愛いたしまして、(2)番の設置根拠というところでございますけれども、豊島区都市計画審議会条例の第8条の3項でございますが、部会の委員及び部会長には、第3条各項の委員、すなわち都市計画審議会の委員のうちから会長が指名するとなっております。令和3年4月に部分改定をした際は、学識経験者の方を中心として指名をしていただいて部分改定をしたという経緯がございます。今回の全面改定でもそれを踏襲しまして、学識経験者の方を中心に、部会の委員及び部会長については会長のほうからご指名をいただきたいと思いますけれども、具体的な委員については、また今後、会長とご相談させていただきながら決めさせていただければと思います。本日の報告としましては、こういった都市づくり専門部会で今後改定を進めていくという方向性について、了承をいただきたいと思いますという形での報告となっております。

資料第1号に戻りまして、3番の今後のスケジュールでございます。令和5年度からスタートしますけれども、まず、庁内関係各課への意見照会ですとかヒアリング、それから現状分析、課題の整理をしまして、6月に予定しております都市計画審議会にて正式に都市づくり専門部会の設置をさせていただき、この際に委員ですとかといったところはお示しさせていただければと思っております。部会の開催自体は、第1回都市づくり専門部会の開催として、今、秋頃の10月頃を予定しているというところでございます。

令和5年度につきましては、都市づくりビジョンの素案の作成をいたし

まして、その素案をもって、令和6年度においては、庁内関係各課への意見照会、ヒアリングをした後に、パブリックコメント及び区民のワークショップ等を行って、地元の方ですとかの声を拾い上げていきたいというところでございます。

令和7年度に入りまして、そういったパブリックコメントですとかワークショップの結果を基に原案の作成をして、その原案をもって、またパブリックコメントですとか説明会を行わせていただき、最終的には豊島区都市計画審議会で諮問という形でお諮りさせていただいて、その後に正式に改定という流れでございます。

適宜、部会の報告につきましては、都市計画審議会ですとか、あとは議会のほうへ報告をさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

会長 説明は以上ということで、新年度、4月以降ですが、令和5年度、6年度、7年度中に決めて、8年度から新しいマスタープラン、都市づくりビジョンに基づいた都市計画を進めていくスケジュールです。

何か、ご質問とかご意見とかがございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。今後、この都市づくり専門部会というものを中心に議論をしていただくことになると思うのですが、条例では会長が指名でございますが、参考資料1、3条の3に「必要があるときは、専門委員若干人を任命することができる」ということで、既存の委員以外に、少し専門的に意見を聞くために、この部会への委員の委嘱をさせていただくことができるということも有効に使っていきたいなど、私としては考えているところでして、次代を担う若い人の意見が、やはりパブコメだけではなく、聞けるような、専門部会としての議論をしたほうがいいだろうと思っておりますので、そこは今日、中井先生もご欠席ですが、少しいろいろ相談させていただきながら進められればなと思っているということだけ、ご報告させていただきます。

よろしいでしょうか。こんな形で見直しを始めるという報告ということに今日はなるかと思えます。

ありがとうございます。それでは、今日予定しておりました報告3件は以上でございますが、報告1、2を含めて、何かご発言があれば承りますが、よろしいでしょうか。

(は い)

会長 それでは、一応、今日予定しておりました報告3件は以上でございます。  
それでは、事務局に司会をお渡しします。今日もいろいろ貴重なご意見等を賜って、今後に向けて重要な議論、審議ができたかなと思っております。  
ありがとうございました。

では、事務局、何かありますか。事務連絡。

都市計画課長 事務連絡だけさせていただきます。次回の都市計画審議会でございますが、6月頃開催を予定しております。

後日、日程が定まりましたら開催通知を送付させていただきますので、引き続き、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事は全て終わりました。熱心にご議論いただきましてありがとうございました。

それでは、第201回豊島区都市計画審議会を終わります。熱心にご審議いただきましてありがとうございました。

(閉会 午後4時36分)

会議の結果	<p><u>報告 1</u> 東池袋地区地域冷暖房施設の都市計画変更について</p> <p><u>報告 2</u> 池袋駅東口地区地区計画の変更について</p> <p><u>報告 3</u> 豊島区都市づくりビジョンの改定について</p>
提出された資料等	<p><u>報告 1 に関する資料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告 1 資料第 1 号 東池袋地区地域冷暖房施設の都市計画変更について</li> <li>・報告 1 参考資料第 1 号 東池袋地区地域冷暖房施設の都市計画変更図書</li> </ul> <p><u>報告 2 に関する資料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告 2 資料第 1 号 池袋駅東口 A・C・D 地区地区計画の変更による段階的なまちづくり</li> <li>・報告 2 参考資料第 1 号 池袋駅周辺の空間イメージ</li> <li>・報告 2 参考資料第 2 号 池袋駅東口 A・C・D 地区の制度活用イメージ</li> <li>・報告 2 参考資料第 3 号 池袋駅東口 A・C・D 地区の将来建替えイメージ</li> </ul> <p><u>報告 3 に関する資料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告 3 資料第 1 号 豊島区都市づくりビジョンの改定について</li> <li>・報告 3 参考資料第 1 号 都市づくり専門部会について</li> </ul>
その他	